

支 払 基 金
平成 2 4 年 9 月 1 1 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 4 年 9 月 7 日付け厚生労働省告示第 5 0 0 号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

また、この公表レコードの適用年月日は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日であることから、平成 2 4 年 9 月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。

記

材料価格の変更

平成 2 4 年 1 0 月 1 日適用

| 特定器材 コ ー ド | 特定器材名 | 金 額 | |
|---------------|--|-------|-------|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 710010174 | 歯科用 1 4 カラット金合金鉤用線 (金 5 8 . 3 3 % 以上) | 3,541 | 3,788 |
| 710010181 | 歯科鑄造用銀合金第 1 種 (銀 6 0 % 以上イ ンジウム 5 % 未満) | 116 | 109 |